

北海道大学学術成果コレクション運用要項

(平成18年3月17日図書館委員会裁定)

(令和元年7月19日改定)

(定義)

第1条 本要項は、北海道大学（以下「本学」という。）の構成員がその作成に関わった電子的形態の学術資料（以下「資料」という。）を、本学附属図書館が網羅的に収集・保存し、インターネットを介して学内外に公開する北海道大学学術成果コレクション（HUSCAP）（以下「本コレクション」という。）の運用に係る事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本コレクションは、本学において創出される学術成果を社会に還元し、本学の社会における説明責任を果たすとともに、当該成果の可視性向上ならびに学術情報流通の活性化を促すことを主な目的とする。

(運営)

第3条 本コレクションの機能を実現する情報システムの運営は附属図書館研究支援課が行うものとする。

(資料の取扱)

第4条 本コレクションにおいて公開する資料について、その提供・公開に係る事項を「北海道大学学術成果コレクション資料提供・公開細則」に、その利用に係る事項を「北海道大学学術成果コレクション利用細則」に定め、各細則により取り扱うものとする。

(資料の著作権)

第5条 本コレクションにおいて公開した資料の著作権は、本学には移転しない。

(審議機関)

第6条 本コレクションの適正かつ円滑な運用を図るために必要となる事項については、図書館委員会において審議し決定するものとする。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年7月19日から施行し、令和元年6月25日から適用する。